（教授等の届出）

　　　　年度　租税条約の規定に基づく市民税・県民税の免除に関する届出書

　　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の施行に関する

省令第十一条に基づき次のとおり届け出ます。

　　年　　月　　日

黒石市長　殿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 市民税・県民税の免除を受ける者 | 氏名 |  | | |
| 住所(居所) |  | | |
| 生年月日 | 年　 　月　　 日 | 国籍 |  |
| 入国年月日 | 年 　　月　　 日 | 在留資格 |  |
| 在留期間 | 年　　　月　　　日～　　 　 　年　　　月　　　日 | | |
| 入国前の住所 |  | | |
| 租税条約の規定  に基づく所得税  の免除について | 所得税については、日本国と　 　　　　　　　　　　　 　　との間の租税条約  第　 　条第　 　項により、租税条約に関する届出書を 　　 年 月 　 日  に税務署に提出して免除を受けています。 | | | |
| 免除となる所得 | 支払者名称 |  | | |
| 支払者所在地 |  | | |
| 契約期間 | 年　　　月　　　日～　　　　 年　　　月　　　日 | | |
| 所得の種類 |  | 支払金額 | 月額　　　　　 　円 |
| 支払方法 |  | 支払期日 |  |
| 当該届出書  に関する  連絡先 | 氏名 |  | | |
| 電話 |  | | |
| その他参考となるべき事項 | |  | | |

添付書類

・租税条約に関する届出書（控）の写し（税務署の受付印があるもの）

・マイナンバー記載欄についてはマスキング等の対応をお願いします。

※本届出書は、租税条約の対象期間中の所得について、毎年３月１５日までに提出が必要です。

　提出がなかった年は免除を受けることができません。